

# 馬頭町・小川町合併協議会

## 第2回協議会資料

平成 16 年 12 月 3 日

農協会館「グリーンパル」

## 【 目 次 】

### ( 1 ) 協議事項 (P1～P56)

協議第 8号	地方税の取扱いについて(協定項目8)	P 1
協議第 9号	一般職の職員の身分の取扱いについて(協定項目9)	P 9
協議第10号	特別職の身分の取扱いについて(協定項目11)	P14
協議第11号	条例、規則等の取扱いについて(協定項目12)	P21
協議第12号	事務組織及び機構の取扱いについて(協定項目13)	P23
協議第13号	公共的団体等の取扱いについて(協定項目16)	P31
協議第14号	字名の取扱いについて(協定項目18)	P36
協議第15号	慣行の取扱いについて(協定項目19)	P38
協議第16号	行政連絡組織の取扱いについて(協定項目23)	P41
協議第17号	ケーブルテレビ放送事業について(協定項目25-3)	P44
協議第18号	消防防災関係事業について(協定項目25-4)	P50
協議第19号	交通関係事業について(協定項目25-5)	P53
協議第20号	新町建設計画について(協定項目26)	P56

### ( 2 ) その他

## 協議第 8 号

### 地方税の取扱いについて（協定項目 8）

地方税の取扱いについて、次のとおり提案する。

- 1．個人町民税、法人町民税、固定資産税、軽自動車税、町たばこ税、入湯税、鉱産税及び特別土地保有税の税率及び納期については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。
- 2．国民健康保険税の税率については、合併年度は現行のとおりとし、翌年度から医療費の動向を基に支出額を推計し、健全で円滑な運営を確保できる税率に統一するものとする。なお、急激な負担の増減が生じないように配慮するものとする。
- 3．国民健康保険税の納期については、合併年度は現行のとおりとし、翌年度からは 8 期とするものとする。
- 4．個人町民税、法人町民税、固定資産税、軽自動車税及び国民健康保険税の減免については、合併時まで調整するものとする。
- 5．個人町民税及び固定資産税の前納報奨金については、馬頭町の例によるものとする。
- 6．国民健康保険税の賦課の方式については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。
- 7．町税収納督促事務については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。
- 8．口座振替については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。なお、取扱金融機関については、現行の金融機関を基本とし、合併時まで調整するものとする。
- 9．嘱託徴収員については、現行の制度を基本として設置するものとする。

平成 16 年 12 月 3 日提出

馬頭町・小川町合併協議会会長 川 崎 和 郎

## 馬頭町・小川町合併協議会の調整方針

専門部会名      総務      分科会      税

<b>協議事項</b>	8 地方税の取扱い	<b>関連項目</b>	
<b>調整の方針</b>	<p>1．個人町民税、法人町民税、固定資産税、軽自動車税、町たばこ税、入湯税、鉱産税及び特別土地保有税の税率及び納期については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。</p> <p>2．国民健康保険税の税率については、合併年度は現行のとおりとし、翌年度から医療費の動向を基に支出額を推計し、健全で円滑な運営を確保できる税率に統一するものとする。なお、急激な負担の増減が生じないように配慮するものとする。</p> <p>3．国民健康保険税の納期については、合併年度は現行のとおりとし、翌年度からは8期とするものとする。</p> <p>4．個人町民税、法人町民税、固定資産税、軽自動車税及び国民健康保険税の減免については、合併時まで調整するものとする。</p> <p>5．個人町民税及び固定資産税の前納報奨金については、馬頭町の例によるものとする。</p> <p>6．国民健康保険税の賦課の方式については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。</p> <p>7．町税収納督促事務については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。</p> <p>8．口座振替については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。なお、取扱金融機関については、現行の金融機関を基本とし、合併時まで調整するものとする。</p> <p>9．嘱託徴収員については、現行の制度を基本として設置するものとする。</p>		

現		況		調整の具体的内容																	
馬頭町		小川町																			
<p><b>【個人町民税】</b></p> <p>1 税率 均等割 3,000円 所得割</p> <p>課税所得</p> <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 30%;">200万以下</td> <td style="width: 30%;">税率100分の3</td> <td style="width: 40%;"></td> </tr> <tr> <td>200万を超え700万以下</td> <td>税率100分の8</td> <td>控除額10万円</td> </tr> <tr> <td>700万を超える</td> <td>税率100分の10</td> <td>控除額24万円</td> </tr> </table>	200万以下	税率100分の3		200万を超え700万以下	税率100分の8	控除額10万円	700万を超える	税率100分の10	控除額24万円	<p><b>【個人町民税】</b></p> <p>1 税率 均等割 3,000円 所得割</p> <p>課税所得</p> <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 30%;">200万以下</td> <td style="width: 30%;">税率100分の3</td> <td style="width: 40%;"></td> </tr> <tr> <td>200万を超え700万以下</td> <td>税率100分の8</td> <td>控除額10万円</td> </tr> <tr> <td>700万を超える</td> <td>税率100分の10</td> <td>控除額24万円</td> </tr> </table>	200万以下	税率100分の3		200万を超え700万以下	税率100分の8	控除額10万円	700万を超える	税率100分の10	控除額24万円	<p>個人町民税の税率については、2町に相違がないため、町税として現行のとおり新町に引き継ぐものとする。</p>	
200万以下	税率100分の3																				
200万を超え700万以下	税率100分の8	控除額10万円																			
700万を超える	税率100分の10	控除額24万円																			
200万以下	税率100分の3																				
200万を超え700万以下	税率100分の8	控除額10万円																			
700万を超える	税率100分の10	控除額24万円																			
<p>2 納期</p> <p>(1)普通徴収</p> <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 15%;">第1期</td> <td style="width: 85%;">6月1日～30日</td> </tr> <tr> <td>第2期</td> <td>8月1日～31日</td> </tr> <tr> <td>第3期</td> <td>11月1日～30日</td> </tr> <tr> <td>第4期</td> <td>1月1日～31日</td> </tr> </table> <p>(2)特別徴収 翌月の10日まで</p>	第1期	6月1日～30日	第2期	8月1日～31日	第3期	11月1日～30日	第4期	1月1日～31日	<p>2 納期</p> <p>(1)普通徴収</p> <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 15%;">第1期</td> <td style="width: 85%;">6月1日～30日</td> </tr> <tr> <td>第2期</td> <td>8月1日～31日</td> </tr> <tr> <td>第3期</td> <td>11月1日～30日</td> </tr> <tr> <td>第4期</td> <td>1月1日～31日</td> </tr> </table> <p>(2)特別徴収 翌月の10日まで</p>	第1期	6月1日～30日	第2期	8月1日～31日	第3期	11月1日～30日	第4期	1月1日～31日	<p>個人町民税の納期については、2町に相違がないため、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。</p>			
第1期	6月1日～30日																				
第2期	8月1日～31日																				
第3期	11月1日～30日																				
第4期	1月1日～31日																				
第1期	6月1日～30日																				
第2期	8月1日～31日																				
第3期	11月1日～30日																				
第4期	1月1日～31日																				

現 況		調整の具体的内容																																																																								
馬頭町	小川町																																																																									
<p>3 減免</p> <p>(1) 生活保護法の規定による保護を受ける者</p> <p>(2) 当該年において所得が皆無となったため生活が著しく困難となった者又はこれに準ずると認められる者</p> <p>(3) 学生及び生徒</p> <p>(4) 民法第34条の公益法人</p> <p>(5) 地方自治法第260条の2第1項の認可を受けた地縁による団体</p> <p>(6) 天災その他特別な事情がある場合において、減免を必要と認める者</p> <p>(7) 減免規則あり</p>	<p>3 減免</p> <p>(1) 生活保護法の規定による保護を受ける者</p> <p>(2) 当該年において所得が皆無となったため生活が著しく困難となった者又はこれに準ずると認められる者</p> <p>(3) 学生及び生徒</p> <p>(4) 民法第34条の公益法人</p> <p>(5) その他特別の事由がある者</p> <p>(6) 減免規則なし</p>	<p>町民税の減免については、合併時までに調整するものとする。</p>																																																																								
<p>4 前納報奨金</p> <p>交付率 1 / 100 (1月未満14日以下切捨て・15日以上1月)</p> <p>対象納期 1期に全額納付</p> <p>限度額 27,500円</p>	<p>4 前納報奨金</p> <p>交付率 0.5 / 100</p> <p>対象納期 1期に全額納付</p> <p>限度額 100,000円</p>	<p>前納報奨金については、馬頭町の例によるものとする。</p>																																																																								
<p>【法人町民税】</p> <p>1 税率</p> <p>(1) 法人税割率 100分の14.7</p> <p>(2) 均等割率</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>資本等の金額</th> <th>年税額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>50億円超</td> <td></td> </tr> <tr> <td>従業者数50超</td> <td>3,600,000円</td> </tr> <tr> <td>10億円超50億円以下</td> <td></td> </tr> <tr> <td>従業者数50人超</td> <td>2,100,000</td> </tr> <tr> <td>10億円超</td> <td></td> </tr> <tr> <td>従業者数50人以下</td> <td>492,000</td> </tr> <tr> <td>1億円超10億円以下</td> <td></td> </tr> <tr> <td>従業者数50人超</td> <td>480,000</td> </tr> <tr> <td>1億円超10億円以下</td> <td></td> </tr> <tr> <td>従業者数50人以下</td> <td>192,000</td> </tr> <tr> <td>千万円超1億円以下</td> <td></td> </tr> <tr> <td>従業者数50人超</td> <td>180,000</td> </tr> <tr> <td>千万円超1億円以下</td> <td></td> </tr> <tr> <td>従業者数50人以下</td> <td>156,000</td> </tr> <tr> <td>千万円以下</td> <td></td> </tr> <tr> <td>従業者数50人超</td> <td>144,000</td> </tr> <tr> <td>以外の法人</td> <td>60,000</td> </tr> </tbody> </table>	資本等の金額	年税額	50億円超		従業者数50超	3,600,000円	10億円超50億円以下		従業者数50人超	2,100,000	10億円超		従業者数50人以下	492,000	1億円超10億円以下		従業者数50人超	480,000	1億円超10億円以下		従業者数50人以下	192,000	千万円超1億円以下		従業者数50人超	180,000	千万円超1億円以下		従業者数50人以下	156,000	千万円以下		従業者数50人超	144,000	以外の法人	60,000	<p>【法人町民税】</p> <p>1 税率</p> <p>(1) 法人税割率 100分の14.7</p> <p>(2) 均等割率</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>資本等の金額</th> <th>年税額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>50億円超</td> <td></td> </tr> <tr> <td>従業者数50超</td> <td>3,600,000円</td> </tr> <tr> <td>10億円超50億円以下</td> <td></td> </tr> <tr> <td>従業者数50人超</td> <td>2,100,000</td> </tr> <tr> <td>10億円超</td> <td></td> </tr> <tr> <td>従業者数50人以下</td> <td>492,000</td> </tr> <tr> <td>1億円超10億円以下</td> <td></td> </tr> <tr> <td>従業者数50人超</td> <td>480,000</td> </tr> <tr> <td>1億円超10億円以下</td> <td></td> </tr> <tr> <td>従業者数50人以下</td> <td>192,000</td> </tr> <tr> <td>千万円超1億円以下</td> <td></td> </tr> <tr> <td>従業者数50人超</td> <td>180,000</td> </tr> <tr> <td>千万円超1億円以下</td> <td></td> </tr> <tr> <td>従業者数50人以下</td> <td>156,000</td> </tr> <tr> <td>千万円以下</td> <td></td> </tr> <tr> <td>従業者数50人超</td> <td>144,000</td> </tr> <tr> <td>以外の法人</td> <td>60,000</td> </tr> </tbody> </table>	資本等の金額	年税額	50億円超		従業者数50超	3,600,000円	10億円超50億円以下		従業者数50人超	2,100,000	10億円超		従業者数50人以下	492,000	1億円超10億円以下		従業者数50人超	480,000	1億円超10億円以下		従業者数50人以下	192,000	千万円超1億円以下		従業者数50人超	180,000	千万円超1億円以下		従業者数50人以下	156,000	千万円以下		従業者数50人超	144,000	以外の法人	60,000	<p>法人町民税の税率については、2町に相違がないため、町税として現行のとおり新町に引き継ぐものとする。</p>
資本等の金額	年税額																																																																									
50億円超																																																																										
従業者数50超	3,600,000円																																																																									
10億円超50億円以下																																																																										
従業者数50人超	2,100,000																																																																									
10億円超																																																																										
従業者数50人以下	492,000																																																																									
1億円超10億円以下																																																																										
従業者数50人超	480,000																																																																									
1億円超10億円以下																																																																										
従業者数50人以下	192,000																																																																									
千万円超1億円以下																																																																										
従業者数50人超	180,000																																																																									
千万円超1億円以下																																																																										
従業者数50人以下	156,000																																																																									
千万円以下																																																																										
従業者数50人超	144,000																																																																									
以外の法人	60,000																																																																									
資本等の金額	年税額																																																																									
50億円超																																																																										
従業者数50超	3,600,000円																																																																									
10億円超50億円以下																																																																										
従業者数50人超	2,100,000																																																																									
10億円超																																																																										
従業者数50人以下	492,000																																																																									
1億円超10億円以下																																																																										
従業者数50人超	480,000																																																																									
1億円超10億円以下																																																																										
従業者数50人以下	192,000																																																																									
千万円超1億円以下																																																																										
従業者数50人超	180,000																																																																									
千万円超1億円以下																																																																										
従業者数50人以下	156,000																																																																									
千万円以下																																																																										
従業者数50人超	144,000																																																																									
以外の法人	60,000																																																																									

現 況		調整の具体的内容
馬頭町	小川町	
<b>【固定資産税】</b> 1 税率 100分の1.4	<b>【固定資産税】</b> 1 税率 100分の1.4	固定資産税の税率については、2町に相違がないため、町税として現行のとおり新町に引き継ぐものとする。
2 納期 第1期 4月 1日～30日 第2期 7月 1日～31日 第3期 10月 1日～31日 第4期 12月 1日～25日	2 納期 第1期 4月 1日～30日 第2期 7月 1日～31日 第3期 10月 1日～31日 第4期 12月 1日～25日	固定資産税の納期については、2町に相違がないため、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。
3 減免 (1) 貧困により生活のため公私の扶助を受ける者の所有する固定資産 (2) 公益のために直接専用する固定資産 (3) 町の全部又は一部に亘る災害又は天候不順により、著しく価値を減じた固定資産 (4) 減免規則あり	3 減免 (1) 貧困により生活のため公私の扶助を受ける者の所有する固定資産 (2) 公益のために直接専用する固定資産 (3) 町の全部又は一部に亘る災害又は天候不順により、著しく価値を減じた固定資産 (4) その他特別の事由があるもの (5) 減免規則なし	固定資産税の減免については、合併時までに調整するものとする。
3 前納報奨金 交付率 1 / 100 (1月未満14日以下切捨て・15日以上1月) 対象納期 1期に全額納付 限度額 35,000円	3 前納報奨金 交付率 0.5 / 100 対象納期 1期に全額納付 限度額 100,000円	前納報奨金については、馬頭町の例によるものとする。
<b>【特別土地保有税】</b> 1 税率 保有分 100分の1.4 取得分 100分の3	<b>【特別土地保有税】</b> 1 税率 保有分 100分の1.4 取得分 100分の3	特別土地保有税の税率については、2町に相違がないため、町税として現行のとおり新町に引き継ぐものとする。
2 納期 保有分 5月31日まで 取得分 2月末日又は5月31日まで 平成15年度より新たな課税は停止	2 納期 保有分 5月31日まで 取得分 2月末日又は5月31日まで 平成15年度より新たな課税は停止	特別土地保有税の納期については、2町に相違がないため、町税として現行のとおり新町に引き継ぐものとする。

現 況		調整の具体的内容
馬頭町	小川町	
<p>【軽自動車税】</p> <p>1 税率</p> <p>(1) 原動機付自転車</p> <p>ア 総排気量が0.05リットル以下のもの又は定格出力が0.6キロワット以下のもの(Ⅰに掲げるものを除く) 年額 1,000円</p> <p>イ 総排気量が0.05リットルを超え、0.09リットル以下のもの又は、定格出力が0.6キロワットを超え、0.8キロワット以下のもの 年額 1,200円</p> <p>ウ 総排気量が0.09リットルを超えるもの又は、定格出力が0.8キロワットを超えるもの 年額 1,600円</p> <p>Ⅰ 3輪以上のもの(車室を備えかつ輪距(2以上の輪距を有するもの)にあっては、その輪距のうち最大のもの)が0.5メートル以下であるもの及び側面が構造上開放されている車室を備え、かつ輪距が0.5メートル以下の3輪のものを除く)で、総排気量が0.02リットルを超えるもの又は、定格出力が0.25キロワットを超えるもの 年額 2,500円</p> <p>(2) 軽自動車及び小型特殊自動車</p> <p>ア 軽自動車</p> <p>2輪のもの(側車付を含む) 年額 2,400円</p> <p>3輪のもの 年額 3,100円</p> <p>4輪以上のもの</p> <p>乗用のもの</p> <p>営業用 年額 5,500円</p> <p>自家用 年額 7,200円</p> <p>貨物用のもの</p> <p>営業用 年額 3,000円</p> <p>自家用 年額 4,000円</p> <p>専ら雪上を走行するもの 年額 2,400円</p> <p>イ 小型特殊自動車</p> <p>農耕作業用のもの 年額 1,600円</p> <p>その他のもの 年額 4,700円</p> <p>(3) 2輪の小型自動車 年額 4,000円</p>	<p>【軽自動車税】</p> <p>1 税率</p> <p>(1) 原動機付自転車</p> <p>ア 総排気量が0.05リットル以下のもの又は定格出力が0.6キロワット以下のもの(Ⅰに掲げるものを除く) 年額 1,000円</p> <p>イ 総排気量が0.05リットルを超え、0.09リットル以下のもの又は、定格出力が0.6キロワットを超え、0.8キロワット以下のもの 年額 1,200円</p> <p>ウ 総排気量が0.09リットルを超えるもの又は、定格出力が0.8キロワットを超えるもの 年額 1,600円</p> <p>Ⅰ 3輪以上のもの(車室を備えかつ輪距(2以上の輪距を有するもの)にあっては、その輪距のうち最大のもの)が0.5メートル以下であるもの及び側面が構造上開放されている車室を備え、かつ輪距が0.5メートル以下の3輪のものを除く)で、総排気量が0.02リットルを超えるもの又は、定格出力が0.25キロワットを超えるもの 年額 2,500円</p> <p>(2) 軽自動車及び小型特殊自動車</p> <p>ア 軽自動車</p> <p>2輪のもの(側車付を含む) 年額 2,400円</p> <p>3輪のもの 年額 3,100円</p> <p>4輪以上のもの</p> <p>乗用のもの</p> <p>営業用 年額 5,500円</p> <p>自家用 年額 7,200円</p> <p>貨物用のもの</p> <p>営業用 年額 3,000円</p> <p>自家用 年額 4,000円</p> <p>専ら雪上を走行するもの 年額 2,400円</p> <p>イ 小型特殊自動車</p> <p>農耕作業用のもの 年額 1,600円</p> <p>その他のもの 年額 4,700円</p> <p>(3) 2輪の小型自動車 年額 4,000円</p>	<p>軽自動車税の税率については、2町に相違がないため、町税として現行のとおり新町に引き継ぐものとする。</p>
<p>2 納期</p> <p>4月11日～30日</p>	<p>2 納期</p> <p>4月11日～30日</p>	<p>軽自動車税の納期については、2町に相違がないため、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。</p>
<p>3 減免</p> <p>(1) 公益のため直接専用するものと認める軽自動車等に対しては、軽自動車税を減免することができる。</p> <p>(2) 減免規則あり</p>	<p>3 減免</p> <p>(1) 公益のため直接専用するものと認める軽自動車等に対しては、軽自動車税を減免することができる。</p> <p>(2) 減免規則あり</p>	<p>軽自動車税の減免については、合併時までに調整するものとする。</p>

現 況		調整の具体的内容
馬頭町	小川町	
<b>【町たばこ税】</b> 1 税率 旧3級品以外 2,977円 / 1,000本 旧3級品 1,412円 / 1,000本	<b>【町たばこ税】</b> 1 税率 旧3級品以外 2,977円 / 1,000本 旧3級品 1,412円 / 1,000本	町たばこ税の税率については、2町に相違がないため、町税として現行のとおり新町に引き継ぐものとする。
2 納期 毎月末日までに前月分を納入する。	2 納期 毎月末日までに前月分を納入する。	町たばこ税の納期については、2町に相違がないため、町税として現行のとおり新町に引き継ぐものとする。
<b>【入湯税】</b> 1 税率 1泊 130円 日帰り 50円	<b>【入湯税】</b> 1 税率 1泊 130円 日帰り 50円	入湯税の税率については、2町に相違がないため、町税として現行のとおり新町に引き継ぐものとする。
2 納期 毎月15日までに前月分を納入する。	2 納期 毎月15日までに前月分を納入する。	入湯税の納期については、2町に相違がないため、町税として現行のとおり新町に引き継ぐものとする。
<b>【鉱産税】</b> 1 税率 100分の1 ただし、鉱物の価格の合計額が 200万円以下は、100分の0.7	<b>【鉱産税】</b> 1 税率 100分の1 ただし、鉱物の価格の合計額が 200万円以下は、100分の0.7	鉱産税の税率については、2町に相違がないため、町税として現行のとおり新町に引き継ぐものとする。
2 納期 毎月15日から末日までに前月分を納入する。	2 納期 毎月15日から末日までに前月分を納入する。	鉱産税の納期については、2町に相違がないため、町税として現行のとおり新町に引き継ぐものとする。



現 況		調整の具体的内容
馬頭町	小川町	
<b>【国民健康保険税】</b> 1 賦課方式 保険税 4方式	<b>【国民健康保険税】</b> 1 賦課方式 保険税 4方式	国民健康保険税の賦課の方式については、2町に相違がないため、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。
2 税率 所得割   医療分   100分の 6.5 介護分   100分の 0.8 資産割   医療分   100分の40.0 介護分   100分の 5.0 均等割   医療分   12,000円 介護分   5,000円 平等割   医療分   18,000円 介護分   2,500円 課税限度額 医療分   530,000円 介護分   80,000円	2 税率 所得割   医療分   100分の 6.7 介護分   100分の0.71 資産割   医療分   100分の35.0 介護分   100分の 5.0 均等割   医療分   13,500円 介護分   4,400円 平等割   医療分   17,200円 介護分   2,400円 課税限度額 医療分   530,000円 介護分   70,000円	国民健康保険税の税率については、合併時は現行のとおりとし、翌年度からは、医療費の動向を基に支出額を推計し、健全で円滑な運営を確保できる税率に統一するものとする。 なお、急激な負担の増減が生じないように配慮するものとする。
3 納期 第1期   7月1日～31日まで 第2期   8月1日～31日まで 第3期   9月1日～30日まで 第4期   10月1日～31日まで 第5期   11月1日～30日まで 第6期   1月1日～31日まで	3 納期 第1期   7月1日～31日まで 第2期   8月1日～31日まで 第3期   9月1日～30日まで 第4期   10月1日～31日まで 第5期   11月1日～30日まで 第6期   1月1日～31日まで	国民健康保険税の納期については、合併年度は現行のとおりとし、翌年度から8期とし、期日は第1期7月1日～31日まで、第2期8月1日～31日まで、第3期9月1日～30日まで、第4期10月1日～31日まで、第5期11月1日～30日まで、第6期12月1日～25日まで、第7期1月1日～31日まで、第8期2月1日～末日までとする。
4 減免 (1)天災その他の特別の事情がある場合において、減免を必要と認める者 (2)貧困により生活のため公私の扶助を受ける者 (3)その他特別の事情がある者 (4)減免規則あり	4 減免 (1)天災その他の特別の事情がある場合において、減免を必要と認める者 (2)貧困により生活のため公私の扶助を受ける者 (3)その他特別の事情がある者 (4)減免規則なし	国民健康保険の減免については、合併時までに調整するものとする。

現 馬頭町	況 小川町	調整の具体的内容
<p>【町税収納督促事務】</p> <p>1 目的 収納率の向上と、公平の立場から、納税者に対し不利益を生じさせないために実施する。</p> <p>2 内容 (1) 振替不能通知、督促状、催告書の発送 振替不能通知...納期限から10日以内に振替不能通知を送付する。 督促状...納期限から20日以内(毎月20日前後)に発送(ハガキ) 督促手数料...100円を発送日の翌日より徴収する。 催告状...年2回発送</p>	<p>【町税収納督促事務】</p> <p>1 目的 収納率の向上と、公平の立場から、納税者に対し不利益を生じさせないために実施する。</p> <p>2 内容 (1) 振替不能通知、督促状、催告書の発送 振替不能通知...納期限から10日以内に振替不能通知を送付する。 督促状...納期限から20日以内(毎月20日前後)に発送(ハガキ) 督促手数料...100円を発送日の翌日より徴収する。 催告状...年2回発送</p>	<p>町税収納督促事務については、2町に差異がないので、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。</p>
<p>【口座振替】</p> <p>1 目的 納税者の利便性、納期内納付の徹底、自主納税体制の確立を図るため実施している。</p> <p>2 内容 (1) 対象税目...町県民税(普通徴収)、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税、介護保険料 (2) 取扱金融機関...足利銀行、那須信用組合、那須南農協、郵便局 (3) 口座振替の申込みがあった納税義務者分の税金について、各税目の振替</p>	<p>【口座振替】</p> <p>1 目的 納税者の利便性、納期内納付の徹底、自主納税体制の確立を図るため実施している。</p> <p>2 内容 (1) 対象税目...町県民税(普通徴収)、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税、介護保険料 (2) 取扱金融機関...足利銀行、栃木銀行、那須信用組合、那須南農協、郵便局 (3) 口座振替の申込みがあった納税義務者分の税金について、各税目の振替</p>	<p>口座振替については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。なお、取扱金融機関については、現行の金融機関を基本とし、合併時までに調整するものとする。</p>
<p>【嘱託徴収員の設置】</p> <p>1 目的 町税等の徴収、納税の奨励及び滞納者の連絡</p> <p>2 内容 (1) 町税等の徴収 (2) 滞納者との事務連絡及び納税相談 (3) 口座振替及び納税誓約による納付の勧奨</p> <p>3 勤務条件 (1) 勤務時間等 月曜日から金曜日の週5日で1日6時間 (2) 人員数 1名</p>	<p>【嘱託徴収員の設置】</p> <p>1 目的 町税等の徴収、納税の奨励及び滞納者の連絡</p> <p>2 内容 (1) 町税等の徴収 (2) 滞納者との事務連絡及び納税相談 (3) 口座振替及び納税誓約による納付の勧奨</p> <p>3 勤務条件 (1) 勤務時間等 月17日間で、月曜日から金曜日の午前9時30分から午後4時30分まで1日につき6時間 (2) 人員数 1名</p>	<p>嘱託徴収員については、現行の制度を基本として設置するものとする。</p>

## 協議第9号

### 一般職の職員の身分の取扱いについて（協定項目9）

一般職の職員の身分の取扱いについて、次のとおり提案する。

- 1．2町の一般職の職員は、すべて新町の職員として引き継ぐものとする。
- 2．職員数については、新町において定員適正化計画を策定し、定員管理の適正化に努めるものとする。
- 3．職名等については、人事管理及び職員の処遇の観点から、合併時に統一するものとする。
- 4．職員の給与については、職員の処遇及び給与の適正化の観点から調整するものとする。

平成16年12月3日提出

馬頭町・小川町合併協議会会長 川崎和郎

## 馬頭町・小川町合併協議会の調整方針

専門部会名

総務

分科会名

人事組織

<b>協議事項</b>	9 一般職の職員の身分の取扱い	<b>関連項目</b>	
<b>調整の方針</b>	1. 2町の一般職の職員は、すべて新町の職員として引き継ぐものとする。 2. 職員数については、新町において定員適正化計画を策定し、定員管理の適正化に努めるものとする。 3. 職名等については、人事管理及び職員の処遇の観点から、合併時に統一するものとする。 4. 職員の給与については、職員の処遇及び給与の適正化の観点から調整するものとする。		

		現 況			調整の具体的内容
H16.4.1現在		馬頭町	小川町	合 計	
区 分		人数	人数	人数	2町の一般職の職員は、すべて新町の職員として引き継ぐものとする。 職員数については、新町において定員適正化計画を策定し、定員管理の適正化に努めるものとする。
職 種 別 職 員 数	総数	193	111	304	
	一般行政職	126	64	190	
	税務職	8	6	14	
	医師・歯科医師職	0	0	0	
	薬剤師・医療技術職	0	0	0	
	看護・保健職	6	3	9	
	福祉職	24	11	35	
	消防職	0	0	0	
	企業職	5	11	16	
	技能労務職	20	12	32	
	教員職	4	4	8	
	臨時職員	0	0	0	

( 教育長を除く )

現		況	調整の具体的内容
H16.4.1現在	馬頭町	小川町	
職名	1. 吏員の職名 (1) 事務吏員、技術吏員 2. その他の職員の職名 (2) 嘱託、主事補、技師補、電話交換手、自動車運転手、事務員、技術員、道路工手、調理員、給食婦、清掃員、事務連絡員、公仕、給仕	1. 吏員の職名 (1) 事務吏員、技術吏員 2. その他の職員の職名 (2) 嘱託、主事補、自動車運転手、調理員、公仕、ホームヘルパー	職名等については、人事管理及び職員の処遇の観点から、合併時に統一するものとする。
補職名	教育次長（教育委員会） 課長 事務局長（議会） 主幹 事務長（教育委員会、農業委員会） 課長補佐 事務局長補佐（議会） 所長 係長 副主幹 主査 主事 技師 保健師 保育士	教育次長（教育委員会） 課長 室長 事務局長（議会、教育委員会、農業委員会） 主幹 課長補佐 事務局長補佐（議会、教育委員会、農業委員会） 所長 副主幹 係長 主査 主任保育士 幼稚園主任教諭（教育委員会） 主事 保健師 保育士 幼稚園教諭（教育委員会）	

		現 況			調整の具体的内容	
H16.4.1現在		馬頭町	小川町	合計		
給料表		<ul style="list-style-type: none"> <li>・行政職給料表・・・8級 対象：他の給料表の適用を受けない職員</li> <li>・技能労務職給料表・・・6級 対象：技能職員、労務職員</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・行政職給料表・・・8級 対象：他の給料表の適用を受けない職員</li> <li>・技能労務職給料表・・・5級 対象：技能職員、労務職員(甲)、労務職員(乙)</li> </ul>	/		職員の給与については、職員の処遇及び給与の適正化の観点から調整するものとする。
総数		193	111	304		
在級人員	行政職	8級	12	7	19	
		7級	17	8	25	
		6級	66	28	94	
		5級	24	28	52	
		4級	21	9	30	
		3級	19	10	29	
		2級	9	5	14	
		1級	4	2	6	
在級人員	技能労務職	6級	6		6	
		5級	7	0	7	
		4級	5	11	16	
		3級	3	3	6	
		2級	0	0	0	
		1級	0	0	0	

( 教育長を除く )

		現 況		調整の具体的内容
区 分	馬頭町	小川町		
諸 手 当	1 管理職手当 2 扶養手当 3 住居手当 4 通勤手当 5 単身赴任手当 6 特殊勤務手当 7 時間外勤務手当 8 休日勤務手当 9 夜間勤務手当 10 宿日直手当 11 管理職員特別勤務手当 12 期末手当 13 勤勉手当 14 寒冷地手当	1 管理職手当 2 扶養手当 3 住居手当 4 通勤手当 5 特殊勤務手当 6 時間外勤務手当 7 休日勤務手当 8 夜間勤務手当 9 日直手当 10 管理職員特別勤務手当 11 期末手当 12 勤勉手当 13 寒冷地手当		
	特殊勤務手当内訳	1 町税事務従事 2 伝染病防疫作業従事 3 汚物処理従事 4 ボイラー業務従事 5 行旅病人、死亡人の収容作業従事 6 用地交渉従事	1 滞納整理事務従事 2 有害物取扱作業従事 3 消防防災等業務従事 4 防疫作業従事 5 用地取得等交渉業務従事 6 高所地下等特殊現場作業従事 7 汚物等処理作業従事 8 行旅病人等収容作業従事	

特別職の身分の取扱いについて（協定項目11）

特別職の身分の取扱いについて、次のとおり提案する。

- 1．特別職の職員については、その設置、人数、任期及び報酬等の額について、法令の定めるところに従い、次のとおり調整するものとする。
  - (1) 町長、助役、収入役及び教育長の任期については、法令の定めるところによる。なお、給料の額については、現行の給料の額及び同規模の自治体の例を基に合併時まで調整するものとする。
  - (2) 議会の議員の報酬の額については、現行の報酬の額及び同規模の自治体の例を基に合併時まで調整するものとする。
  - (3) 教育委員会の委員、選挙管理委員会の委員、監査委員及び固定資産評価審査委員会の委員の数及び任期については、法令の定めるところによる。なお、報酬の額については、現行の報酬の額及び同規模の自治体の例を基に合併時まで調整するものとする。
  - (4) 農業委員会の委員の報酬の額については、現行の報酬の額及び同規模の自治体の例を基に合併時まで調整するものとする。
- 2．審議会等については、2町に設置されていて、新町において引き続き設置する必要のあるものは、原則として統合するものとする。

ただし、1町に設置されているものは、新町において速やかに調整するものとする。なお、人数、任期及び報酬等の額については、現行の制度を基に調整するものとする。
- 3．その他の特別職については、新町において引き続き設置する必要のあるものについては、現行の任期及び報酬の額を基に調整し、設置するものとする。

平成16年12月3日提出

馬頭町・小川町合併協議会会長 川崎和郎



## 馬頭町・小川町合併協議会の調整方針

専門部会名                      総務                      分科会名                      人事組織

協 議 事 項	1 1 特別職の身分の取扱い	関 連 項 目	
調整の方針	<p>1 . 特別職の職員については、その設置、人数、任期及び報酬等の額について、法令の定めるところに従い、次のとおり調整するものとする。</p> <p>(1) 町長、助役、収入役及び教育長の任期については、法令の定めるところによる。なお、給料の額については、現行の給料の額及び同規模の自治体の例を基に合併時まで調整するものとする。</p> <p>(2) 議会の議員の報酬の額については、現行の報酬の額及び同規模の自治体の例を基に合併時まで調整するものとする。</p> <p>(3) 教育委員会の委員、選挙管理委員会の委員、監査委員及び固定資産評価審査委員会の委員の数及び任期については、法令の定めるところによる。なお、報酬の額については、現行の報酬の額及び同規模の自治体の例を基に合併時まで調整するものとする。</p> <p>(4) 農業委員会の委員の報酬の額については、現行の報酬の額及び同規模の自治体の例を基に合併時まで調整するものとする。</p> <p>2 . 審議会等については、2 町に設置されていて、新町において引き続き設置する必要のあるものは、原則として統合するものとする。ただし、1 町に設置されているものは、新町において速やかに調整するものとする。なお、人数、任期及び報酬等の額については、現行の制度を基に調整するものとする。</p> <p>3 . その他の特別職については、新町において引き続き設置する必要のあるものについては、現行の任期及び報酬の額を基に調整し、設置するものとする。</p>		

区 分	現 況		調整の具体的内容
	馬頭町	小川町	
常勤の特別職	<b>【町長】</b> 1 . 任期 平成14年8月10日～平成18年8月9日 2 . 給料 月額 684,000円	<b>【町長】</b> 1 . 任期 平成15年2月3日～平成19年2月2日 2 . 給料 月額 680,000円	町長、助役、収入役及び教育長の任期については、法令の定めるところによる。なお、給料の額については、現行の給料の額及び同規模の自治体の例を基に合併時まで調整するものとする。
	<b>【助役】</b> 1 . 任期 平成15年1月1日～平成18年12月31日 2 . 給料 月額 568,450円	<b>【助役】</b> 1 . 任期 平成15年4月1日～平成19年3月31日 2 . 給料 月額 560,000円	
	<b>【収入役】</b> 1 . 任期 2 . 給料 月額 538,350円	<b>【収入役】</b> 1 . 任期 平成16年6月18日～平成20年6月17日 2 . 給料 月額 540,000円	
	<b>【教育長】</b> 1 . 任期 平成16年10月1日～平成20年9月30日 2 . 給料 月額 518,950円	<b>【教育長】</b> 1 . 任期 平成13年10月1日～平成17年9月30日 2 . 給料 月額 520,000円	
議会の議員	1 . 任期 平成15年5月20日～平成19年5月19日 2 . 報酬 議長 月額 320,000円 副議長 月額 250,000円 議員 月額 220,000円	1 . 任期 平成15年4月30日～平成19年4月29日 2 . 報酬 議長 月額 290,000円 副議長 月額 210,000円 議員 月額 190,000円	議会の議員の報酬の額については、現行の報酬の額及び同規模の自治体の例を基に合併時まで調整するものとする。なお、定数及び任期の取扱いについては、「議会の議員の定数及び任期の取扱い」（協定項目6）で別に協議する。

区 分		現 況						調整の具体的内容	
		馬頭町			小川町				
委員会等名		人数	任期	報酬額	人数	任期	報酬額	<p>教育委員会の委員、選挙管理委員会の委員、監査委員及び固定資産評価審査委員会の委員の数及び任期については、法令の定めるところによる。なお、報酬の額については、現行の報酬の額及び同規模の自治体の例を基に合併時まで調整するものとする。</p>	
行政 委員 会 の 委員	教育委員会 (教育長除く)	委員長	1	4	年155,000	1	4		年152,000
		職務代理者	1	4	年140,000				
		委員	2	4	年140,000	3	4		年133,000
	選挙管理委員会	委員長	1	4	年80,000	1	4		年72,000
		委員	3	4	年70,000	3	4		年59,000
	監査委員	学識選出	1	4	年240,000	1	4		年220,000
		議員選出	1	任期中	年190,000	1	任期中		年180,000
	固定資産評価 審査委員会	委員長	1	1	年12,000	1	1		年12,000
		委員	2	3	年12,000	2	3		年12,000
	農業委員会	会長	1	3	年250,000	1	3	年241,000	
職務代理者		1	3	年210,000	1	3	年199,000		
委員		20	3	年200,000	13	3	年189,000		
審議会等 の委員	情報公開審査 委員会委員	委員				5	2	日5,000	
	特別報酬等審議会委員					7	なし	日5,000	
	公務災害等認定委員会委員					5	3	日6,000	
	公務災害補償等審査委員会委員					3	3	日6,000	
	水防協議会委員		20	2	年2,000				
	都市計画審議会委員		18	4	年3,000				
	ケーブルテレビばとう運営委員会委員		15	2	年5,000				
ケーブルテレビばとう放送番組審議会委員		10	2	年20,000					

区 分	現 況						調整の具体的内容
	馬頭町			小川町			
委員会等名	人数	任期	報酬額	人数	任期	報酬額	
土地利用対策審議会委員	14	2	なし				
補助金負担金 等審議会委員	会長			1	2	日6,000	
	委員			14人以内	2	日5,000	
国民健康保険 運営協議会 委 員	会長	1	2	年30,000	1	2	年28,000
	職務代理者	1	2	年25,000	1	2	年23,000
	委員	10	2	年22,000	10	2	年19,000
健康づくり 推進協議会 委 員	会長				1	2	日6,000
	委員				11	2	日5,000
児童館運営委員会委員				12	2	日5,000	
母子保健推進委員会委員	21	2	年6,000				
総合福祉センター運営委員会委員	10	2	年5,000				
民生委員推薦 委員会	委員長				1	3	日5,500
	委員	14	3	日3,000	6	3	日5,000
商工振興審議 会	会長				1	2	日6,000
	委員				11	2	日5,000
農業振興審議 会委員	会長				1	2	日6,000
	委員				27	2	日5,000
ふるさと館運 営協議会委員	会長				1	2	日6,000
	委員				9	2	日5,000
特産品展示販 売施設運営協 議会委員	会長				1	2	日6,000
	委員				9	2	日5,000
町営住宅入居者選考委員会委員	8	2	年8,000	5	3	日6,000	

区 分		現 況						調整の具体的内容	
		馬頭町			小川町				
委員会等名		人数	任期	報酬額	人数	任期	報酬額		
審議会等の委員	学校給食センター運営委員会	委員長	1	1	年9,000	1	2		日5,000
		委員	25	1	年8,000	13	2		日5,000
	文化財保護審議会委員		10	2	年16,000	9	2		年16,000
	図書館協議会委員		10	2	年7,000	5	2		年7,000
	美術館協議会委員		14	2	年15,000				
	郷土資料館運営委員会委員		10	2	年5,000				
その他の附属機関の委員等	選挙	選挙長	1	随時	回10,700	1	随時	回10,700	その他の附属機関の委員等の特別職については、新町において引き続き設置する必要があるものについては、現行の任期及び報酬の額を基に調整し、設置するものとする。
		投票管理者	19	随時	日12,700	10	随時	日12,700	
		期日前投票管理者	1	随時	日11,200	1	随時	日11,200	
		開票管理者	1	随時	回10,700	1	随時	回10,700	
		選挙立会人	3~10	随時	回8,900	3~10	随時	回8,900	
		投票立会人	2以上	随時	日10,800	2以上	随時	日10,800	
		期日前投票立会人	2	随時	日9,600	2	随時	日9,600	
		開票立会人	3~10	随時	回8,900	3~10	随時	回8,900	
	交通指導員		4	なし	月42,000	4	なし	月40,000	
	交通教育指導員		1	なし	月150,000	1	なし	月125,000	
	行政区長					14	2	年137,000	
	班長					83	なし	年58,000	
	行政協力員		26	なし	年60,000				
	事務連絡員		89	なし	年40,000				
	事務連絡補助員		366	なし	年20,000				

区分	現況						調整の具体的内容	
	馬頭町			小川町				
委員会等名	人数	任期	報酬額	人数	任期	報酬額		
消防団員	団長	1	4	年155,000	1	2	年154,000	
	副団長	2	4	年100,000	2	2	年88,000	
	本部部長	4	4	年80,000	4	2	年63,000	
	分団長	19	4	年70,000	11	2	年61,000	
	部長				11	2	年39,000	
	班長	80	4	年35,000	42	2	年30,000	
	機関係団員	274	なし	年32,000				
	団員		なし	年30,000	141	なし	年27,000	
徴収嘱託員	1	1	月80,000	1	1	月80,000		
児童館長				1	1	月117,000		
不法投棄監視員	5	2	月12,000	4	2	月35,000		
社会福祉事業協力員 (民生委員)	会長	1	3	年70,000	1	3	年65,000	
	副会長	3	3	年63,000	2	3	年58,000	
	委員	31	3	年60,000	13	3	年55,000	
保育所嘱託医	5	なし	年60,000	年120,000 + 300/児童1人 × 児童数				
保育所嘱託歯科医	5	なし	年60,000	年120,000 + 300/児童1人 × 児童数				
保健委員	27	2	年18,000					
保健班長	134	2	年15,000					
農業委員会補助員	82	3	年15,000					
勸業補助員	83	1	年5,000					
農業改良連絡員				45	2	年17,000		
ふるさと館長				1	1	月117,000		
公園監視員	2	なし	年16,000					

区 分	現 況						調整の具体的内容	
	馬頭町			小川町				
委員会等名	人数	任期	報酬額	人数	任期	報酬額		
そ の 他 の 附 属 機 関 の 委 員 等	幼稚園嘱託医	1	なし	年60,000	年120,000 + 300/園児1人 × 園児数			
	幼稚園嘱託歯科医	1	なし	年60,000	年120,000 + 300/園児1人 × 園児数			
	幼稚園薬剤師	1	なし	年40,000	1	2	年38,000	
	幼稚園長	1	1	月120,000	1	1	月125,000	
	学校医	年120,000 + 300/生徒1人 × 生徒数			年120,000 + 300/生徒1人 × 生徒数			
	学校歯科医	年120,000 + 300/生徒1人 × 生徒数			年120,000 + 300/生徒1人 × 生徒数			
	学校薬剤師	10	なし	年40,000	学校規模により38,000 ~ 47,000			
	学校評議員	10	1	年5,000	16	1	年5,000	
	社会教育委員	15	2	年20,000	15	2	年20,000	
	体育指導委員	12	2	年30,000	10	2	28000	
	国際交流員	1	1	月330,000				
	外国語(英語)指導助手	1	1	月330,000	1	1	月323,000	
	社会教育指導員	1	1	月80,000	2	1	月117,000	
	公民館分館長	19	なし	年16,000				
	郷土資料館長	1	1	月120,000	1	なし	なし	
	風土記の丘資料館長				1	1	月160,000	
	風土記の丘資料館長嘱託学芸員				4	1	月160,000	
	青少年指導員				2	2	年60,000	
	町医	4	なし	年40,000				
	予防接種医	4	なし	日20,000	3	なし	日20,000	
予防接種健康被害調査員	5	2	日20,000	4	2	回20,000		

協議第 1 1 号

条例、規則等の取扱いについて（協定項目 1 2）

条例、規則等の取扱いについて、次のとおり提案する。

新町の条例、規則等の制定については、合併協議会で協議された各種事務事業等の調整、確認内容に基づき、次の区分により整備するものとする。

- (1) 合併と同時に即時制定し、施行するもの
- (2) 合併後、逐次制定し、施行するもの
- (3) 合併後、一定の地域に暫定的に施行するもの

平成 1 6 年 1 2 月 3 日提出

馬頭町・小川町合併協議会会長 川 崎 和 郎

馬頭町・小川町合併協議会の調整方針

専門部会名 総務 分科会名 総務

協議事項	1 2 条例、規則等の取扱い	関連項目	
調整の方針	<p>新町の条例、規則等の制定については、合併協議会で協議された各種事務事業等の調整、確認内容に基づき、次の区分により整備するものとする。</p> <p>(1) 合併と同時に即時制定し、施行するもの                  (2) 合併後、逐次制定し、施行するもの                  (3) 合併後、一定の地域に暫定的に施行するもの</p>		

現 況				調整の具体的内容
馬頭町		小川町		
例 規 集 に 登 載 さ れ て い る 条 例 等				<p>馬頭町及び小川町の合併は新設合併であるため、合併の日の前日に各町は廃止され、すべての条例、規則等は失効することとなる。このため、新町において必要な条例、規則等を制定しなければならない。</p> <p>新町の条例、規則等の制定については、合併協議会で協議された各種事務事業等の調整、確認内容に基づき、次の区分により整備するものとする。</p> <p>(1) 合併と同時に即時制定し、施行するもの                  (2) 合併後、逐次制定し、施行するもの                  (3) 合併後、一定の地域に暫定的に施行するもの</p>
条 例	1 8 8	条 例	1 4 6	
規 則	1 6 3	規 則	1 4 9	
規程等	1 5 1	規程等	1 1 9	
計	5 0 2	計	4 1 4	



協議第 1 2 号

事務組織及び機構の取扱いについて（協定項目 1 3）

事務組織及び機構の取扱いについて、次のとおり提案する。

新町の組織及び機構については、次の事項を基本とし、合併時までに調整するものとする。

- (1) 住民サービスの低下をきたさないように十分配慮した組織・機構
- (2) 町民が利用しやすい組織・機構
- (3) 町民の声を適正に反映することができる組織・機構
- (4) 指揮命令系統が分かりやすく、責任の所在が明確な組織・機構
- (5) 簡素で効率的な組織・機構
- (6) 新町建設計画を円滑に遂行できる組織・機構
- (7) 新たな行政課題に迅速かつ的確に対応できる組織・機構
- (8) 地方分権に柔軟に対応できる組織・機構

平成 1 6 年 1 2 月 3 日提出

馬頭町・小川町合併協議会会長 川 崎 和 郎

## 馬頭町・小川町合併協議会の調整方針

	専門部会名	総務	分科会名	人事組織
<b>協議事項</b>	1 3 事務組織及び機構の取扱い		関連項目	
<b>調整の方針</b>	<p>新町の組織及び機構については、次の事項を基本とし、合併時までに調整するものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 住民サービスの低下をきたさないように十分配慮した組織・機構</li> <li>(2) 町民が利用しやすい組織・機構</li> <li>(3) 町民の声を適正に反映することができる組織・機構</li> <li>(4) 指揮命令系統が分かりやすく、責任の所在が明確な組織・機構</li> <li>(5) 簡素で効率的な組織・機構</li> <li>(6) 新町建設計画を円滑に遂行できる組織・機構</li> <li>(7) 新たな行政課題に迅速かつ的確に対応できる組織・機構</li> <li>(8) 地方分権に柔軟に対応できる組織・機構</li> </ol>			
<b>基本的な考え方</b>	<ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 新町の組織は、馬頭町役場を本庁とし、小川町役場を当面、総合支所とするものとする。</li> <li>(2) 本庁は、町全体に係る政策、施策、総合的な調整事務、管理事務、総合支所の業務及び総合支所の所管する区域以外の町域に関する事務を所掌するものとする。また、総合支所は、合併前の町の区域を所管区域とし、本庁において処理する事務を除く住民生活に密着したサービスを提供する総合行政機関とするものとする。</li> <li>(3) 出先機関については、本庁関係部署直轄の機関とするものとする。</li> <li>(4) 行政委員会及び附属機関等については、実態を考慮して整備するものとする。</li> </ol>			

項目	現 況		調整の具体的内容																																
	馬頭町	小川町																																	
事務組織及び機構	<p>【平成16年4月1日現在】</p> <table style="width: 100%; border: none;"> <tr><td>町長部局</td><td style="text-align: right;">138名</td></tr> <tr><td>議会</td><td style="text-align: right;">3名</td></tr> <tr><td>選挙管理委員会(兼務)</td><td style="text-align: right;">5名</td></tr> <tr><td>監査委員(兼務)</td><td style="text-align: right;">3名</td></tr> <tr><td>教育委員会</td><td style="text-align: right;">46名</td></tr> <tr><td>農業委員会(兼務)</td><td style="text-align: right;">5名</td></tr> <tr><td>公営企業(水道事業)</td><td style="text-align: right;">6名</td></tr> <tr><td>職員合計</td><td style="text-align: right;">193名</td></tr> </table>	町長部局	138名	議会	3名	選挙管理委員会(兼務)	5名	監査委員(兼務)	3名	教育委員会	46名	農業委員会(兼務)	5名	公営企業(水道事業)	6名	職員合計	193名	<p>【平成16年4月1日現在】</p> <table style="width: 100%; border: none;"> <tr><td>町長部局</td><td style="text-align: right;">82名</td></tr> <tr><td>議会</td><td style="text-align: right;">2名</td></tr> <tr><td>選挙管理委員会(兼務)</td><td style="text-align: right;">7名</td></tr> <tr><td>監査委員(兼務)</td><td style="text-align: right;">2名</td></tr> <tr><td>教育委員会</td><td style="text-align: right;">26名</td></tr> <tr><td>農業委員会</td><td style="text-align: right;">1(兼務1名)</td></tr> <tr><td>公営企業(水道事業)</td><td style="text-align: right;">0名</td></tr> <tr><td>職員合計</td><td style="text-align: right;">111名</td></tr> </table>	町長部局	82名	議会	2名	選挙管理委員会(兼務)	7名	監査委員(兼務)	2名	教育委員会	26名	農業委員会	1(兼務1名)	公営企業(水道事業)	0名	職員合計	111名	<p>新町の組織及び機構については、合併時までに調整するものとする。</p>
町長部局	138名																																		
議会	3名																																		
選挙管理委員会(兼務)	5名																																		
監査委員(兼務)	3名																																		
教育委員会	46名																																		
農業委員会(兼務)	5名																																		
公営企業(水道事業)	6名																																		
職員合計	193名																																		
町長部局	82名																																		
議会	2名																																		
選挙管理委員会(兼務)	7名																																		
監査委員(兼務)	2名																																		
教育委員会	26名																																		
農業委員会	1(兼務1名)																																		
公営企業(水道事業)	0名																																		
職員合計	111名																																		

項目	現 況		調整の具体的内容
	馬頭町	小川町	
組 織 図	<p>【馬頭町組織図】</p>	<p>【小川町組織図】</p>	

# 事務組織及び機構の整備方針

## 第1章 組織及び機構整備の考え方

### 1 組織及び機構整備の基本的な考え方

組織及び機構の整備にあたっては、将来の定員管理等行財政改革をより一層実現していくため、段階的に本庁方式を進めることとし、次の3段階に分けて検討するものとする。

#### (1) 第1期の組織及び機構の編成（本庁方式に向けた移行期間）

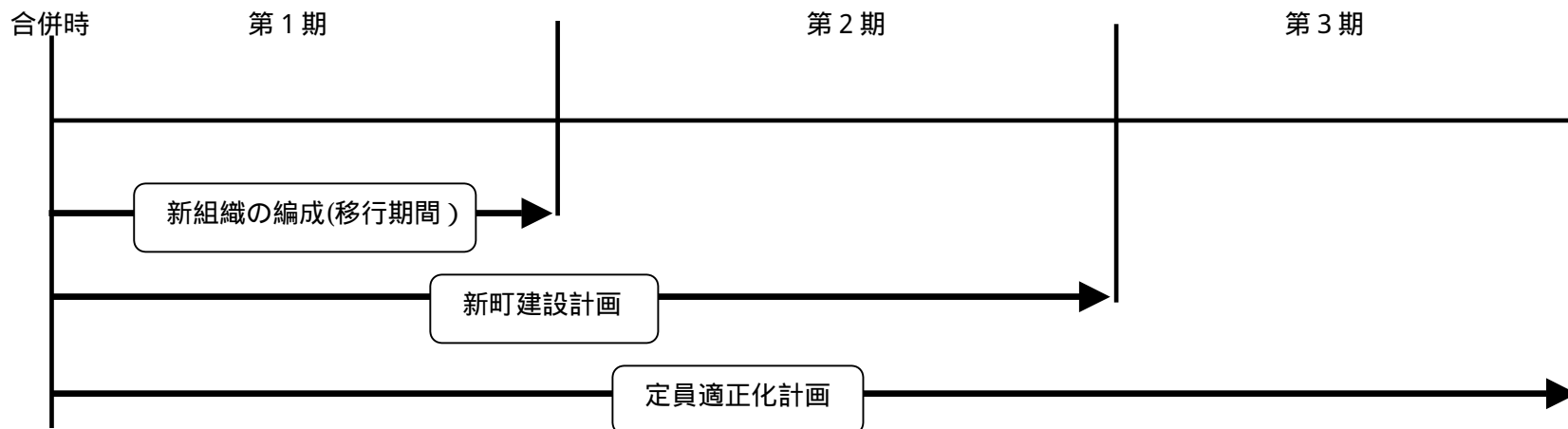
合併の日から数年の間は、各種事務事業の取扱いについて混乱をきたさないよう暫定的な組織及び機構とし、財政状況を見据えながら、一元化（本庁方式）を進めるものとする。

#### (2) 第2期の組織及び機構の編成

第1期の期間終了後、事務事業の統合を進め、人員の定員適正化計画と合わせながら組織の順次統合を進めるものとする。

#### (3) 第3期の組織及び機構の編成

第2期の期間終了時点で、事務事業及び各種制度の調整、統合が完了し、新町建設計画に予定された事業も完成するが、その後の組織及び機構においても絶えず見直しを行い、適正化に努めるものとする。



## 第2章 具体的な組織及び機構の検討

### 1 第1期（合併時）の組織及び機構の検討

#### (1) 従前の町役場の取扱い

2町の事務を統合していくことにより、合併の財政的な効果が期待できるが、一方で事務を統合・集約すること、行政区域が拡大することにより、従前は町役場で済ますことのできた諸手続、届出、申請等が不便になるのではないかという住民の懸念を払拭する必要がある。

新町においては、本庁において処理する事務を除く住民サービスを提供するとともに、住民が主体となったまちづくりをすすめるために地域の振興を図る総合行政機関としての総合支所を設置するものとする。

#### (2) 出先機関等の取扱い

保育所、保健センター、図書館、体育施設等の2町の出先機関等については、指揮命令系統の一本化や施設の一元的管理等の観点から新町において本庁関係部署直轄の機関として引き継ぐこととする。

#### (3) 行政委員会等の組織及び機構

##### 行政委員会

合併後の行政委員会の組織及び機構については、原則として2町のそれぞれの事務局を統合するものとする。

##### 附属機関

防災会議、文化財審議会等の2町に設置されている附属機関については、同種のものとは原則として統合するものとする。

#### (4) 本庁、総合支所の機能分担

以上の検討から、合併時における本庁及び総合支所の機能分担の概要は、次のとおりとするものとする。

##### [ 本庁に統合する事務 ]

合併時においては、基本的に次に掲げる事務を本庁へ統合するものとする。

新町の政策及び新町全体に係る施策に関する事務

全町的な総合調整事務

新町の大規模工事、プロジェクト等の計画実施に関する事務

内部管理事務（総合支所における事務を除く）

本庁に集約して処理することが適当かつ効果的な事務

(例) 秘書、企画調整、財政、入札・契約管理、人事、給与厚生、電算等の部門

[ 総合支所の担当業務 ]

総合支所の担当業務は、基本的に上記の統合事務を除き、地域の支援業務や住民生活に密着した福祉、厚生、産業、建設、商工、観光、文教部門等の業務について、現行の住民サービスが提供できる機能を維持する。

30 頁「新町における本庁及び総合支所のイメージ図」参照

2 第 2 期の組織及び機構の検討

合併当初の事務の統合、集約による混乱を回避した段階で、組織及び機構の整理、見直しを実施する。

新町の事務事業統合過程における組織及び機構は、2 町の事務事業の統合、一元化、新規事業の展開などの進捗状況に応じて職員数の計画的  
管理、組織及び機構の簡素化、効率化等との整合を図り、順次段階を追って整備を行う。

(1) 総合支所から本庁組織に統合または再編する組織及び機構

暫定的な組織として発足させた新町の組織及び機構のうち、第 1 期に本庁へ一部統合している事務に加え、次の部門を基本的に統合する。

事務事業の統合、一元化の状況に応じ、段階的に集約することが適当な部門  
地域高度情報化ネットワークの整備等により、総合支所に置く必要のなくなる部門

これらの部門を、本庁に統合するとともに、より効率的かつ機能的な組織として、本庁及び総合支所を再編する。

この組織再編にあたっては、本庁と総合支所の組織及び機構が連携し、新町建設計画を実行し、効率的かつ機能的に合併効果を発揮できる  
よう配慮する。

### 第3章 まとめ

新町における組織及び機構の整備方針は、次のとおりとする。

ただし、新町においては、常にその組織及び運営の見直し、効率化に努め、規模等の適正化を図るものとする。

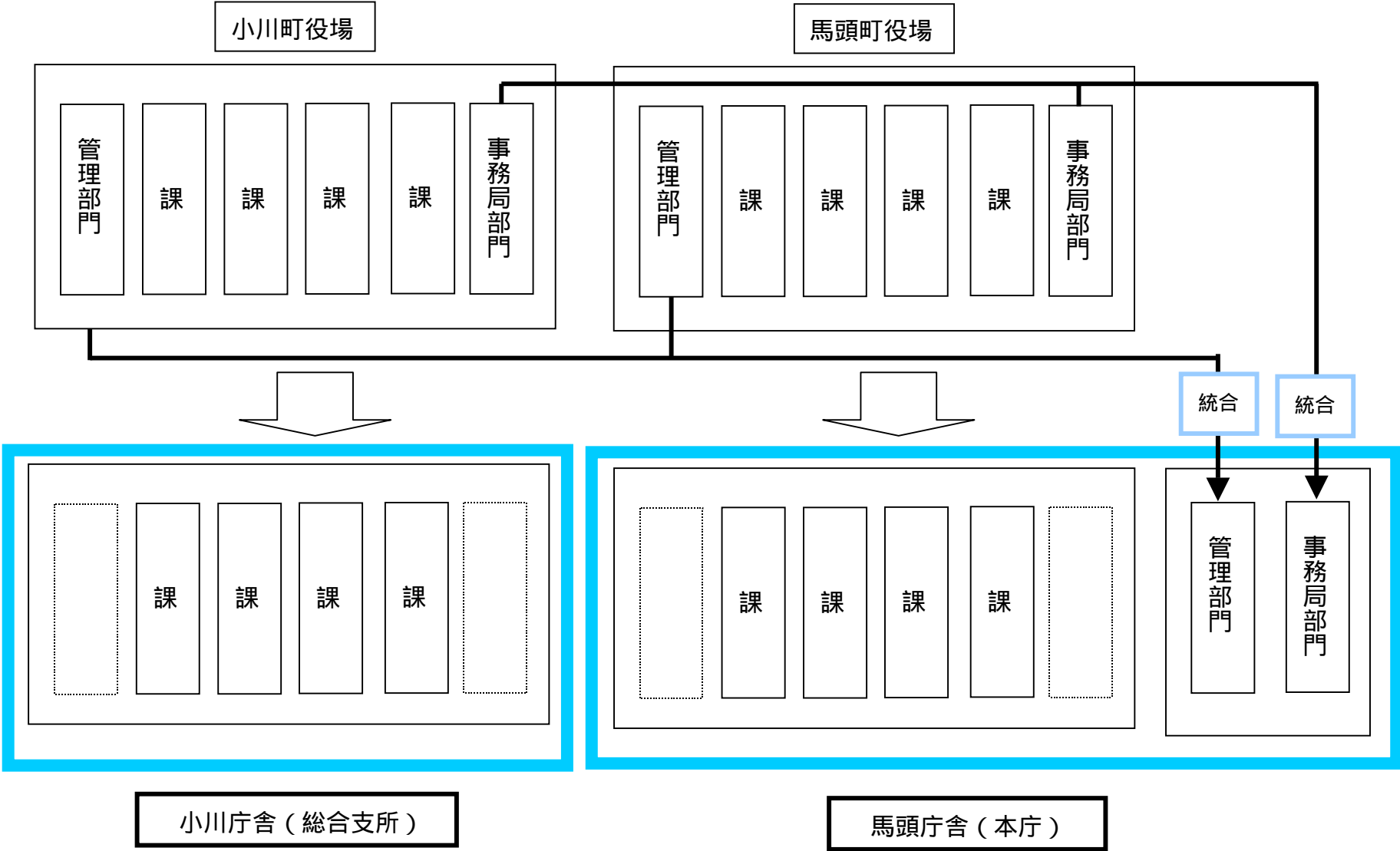
#### 【総括方針】

- (1) 住民サービスの低下をきたさないように十分配慮した組織・機構
- (2) 町民が利用しやすい組織・機構
- (3) 町民の声を適正に反映することができる組織・機構
- (4) 指揮命令系統がわかりやすく、責任の所在が明確な組織・機構
- (5) 簡素で効率的な組織・機構
- (6) 新町建設計画を円滑に遂行できる組織・機構
- (7) 新たな行政課題に速やかにかつ的確に対応できる組織・機構
- (8) 地方分権に柔軟に対応できる組織・機構

#### 【個別整備方針】

- (1) 新町の組織は、馬頭町役場を本庁とし、当面、小川町役場を総合支所とする。
- (2) 出先機関については、本庁関係部署直轄の機関とする。
- (3) 行政委員会及び附属機関等については、実態を考慮して整備する。  
また、委員構成等については、2町の実情、地域性に配慮し適切な措置を講ずる。

新町における本庁及び総合支所のイメージ図





協議第 1 3 号

公共的団体等の取扱いについて（協定項目 1 6）

公共的団体等の取扱いについて、次のとおり提案する。

公共的団体等については、新町の速やかな一体性を確立するため、各団体の実情を尊重しながら、次のとおり調整に努めるものとする。

- (1) 2 町に共通している団体は、合併時に統合するよう調整に努めるものとする。なお、実情により合併時に統合できない団体は、新町において、速やかに統合するよう調整に努めるものとする。
- (2) 2 町それぞれ独自の目的を持った団体は、原則として現行のとおりとするものとする。

平成 1 6 年 1 2 月 3 日提出

馬頭町・小川町合併協議会会長 川 崎 和 郎

## 馬頭町・小川町合併協議会の調整方針

専門部会名      総務      分科会名      総務 他14

協議事項	16 公共的団体等の取扱い	関連項目	
調整の方針	公共的団体等については、新町の速やかな一体性を確立するため、各団体の実情を尊重しながら、次のとおり調整に努めるものとする。 (1) 2町に共通している団体は、合併時に統合するよう調整に努めるものとする。なお、実情により合併時に統合できない団体は、新町において、速やかに統合するよう調整に努めるものとする。 (2) 2町それぞれ独自の目的を持った団体は、原則として現行のとおりとするものとする。		

区分	現況		調整の具体的内容
	馬頭町	小川町	
総務関係	大字自治会長連絡協議会	区長連絡会	2町に共通している団体は、合併時に統合するよう調整に努めるものとする。なお、実情により合併時に統合できない団体は、新町において速やかに統合するよう調整に努めるものとする。 2町それぞれ独自の目的を持った団体は、原則として現行のとおりとする。
	明るい選挙推進協議会	明るい選挙推進協議会	
	馬頭小川交通安全協会	馬頭小川交通安全協会小川支部	
	馬頭町交通安全推進会議	小川町交通安全対策協議会	
	馬頭町交通安全父母の会連合会	小川町交通安全父母の会連合会	
		小川町少年消防隊	
	馬頭町婦人防火クラブ	小川町婦人防火クラブ	
		小川町女性ドライバークラブ	
	馬頭町自衛隊父兄会	小川町自衛隊父兄会	
	馬頭町たばこ税確保対策協議会	烏山たばこ販売協同組合小川支部	
民生関係	更生保護女性会	更生保護女性会	
	馬頭町結婚相談所	小川町結婚相談所	
	保護司会	保護司会	
	那珂川水系環境保全協議会	那珂川水系環境保全協議会	

事務事業名	現 況		調整の具体的内容
	馬頭町	小川町	
民生関係	南那須地区動物管理協議会	南那須地区動物管理協議会	
	高齢者保健福祉計画等作成委員会	高齢者保健福祉計画等作成委員会	
	馬頭町老人クラブ連合会	小川町福寿会連合会	
	馬頭町母子寡婦福祉会	小川町母子寡婦福祉会	
	馬頭町身体障害者福祉会	小川町身体障害者福祉会	
	馬頭町心身障害児者父母の会	小川町心身障害児者父母の会	
	馬頭町民生委員児童委員協議会	小川町民生委員児童委員協議会	
	馬頭町遺族連合会	小川町遺族会	
	軍人恩給連盟馬頭支部	軍人恩給連盟小川支部	
	馬頭町シルバー人材センター	小川町シルバー人材センター	
	馬頭町ボランティア連絡協議会		
	馬頭町母子愛育会	小川町愛育会	
	馬頭町食生活改善推進員協議会	小川町食生活改善推進団体連絡協議会	
	産業関係	馬頭町商工会	
馬頭町観光協会		小川町観光協会	
馬頭町物産振興会			
馬頭町土地改良区		西の原用水土地改良区連合会	
		小川町土地改良区協議会	
		塩那台地小川地区推進協議会	
馬頭町認定農業者連絡協議会		小川町認定農業者協議会	
		小川町農政対策協議会	
氏家地域農業青色申告会馬頭支部		氏家地域農業青色申告会小川支部	
馬頭町緑化推進委員会			
馬頭町酪農組合		小川町酪農協議会	
		栃酪小川組合	
		酪農とちぎ那須南地域酪農組合小川支部	
		小川町酪農青年部	

事務事業名	現 況		調整の具体的内容
	馬頭町	小川町	
産業関係	八溝希望ヶ丘酪農組合		
	八溝牛群検定組合	八溝牛群検定組合	
		那珂川牛群検定組合	
	馬頭町農村生活研究グループ協議会	小川町農村生活研究グループ協議会	
		青少年クラブ協議会小川支部	
	病害虫防除対策協議会	農作物病害虫防除対策協議会	
	使用済農業用生産資材適正処理推進協議会	使用済農業用生産資材適正処理推進協議会	
	中山間地域活性化推進協議会		
	馬頭町林業振興会	小川町林業振興会	
		常円寺裏線林道愛護会	
	猟友会南那須支部馬頭分会	猟友会南那須支部小川分会	
	那珂川南部漁業協同組合馬頭支部	那珂川南部漁業協同組合小川支部	
	那珂川中央漁業協同組合馬頭支部	那珂川中央漁業協同組合小川支部	
	馬頭町温泉保護開発協会		
	馬頭町温泉管理組合		
	道の駅ばとう運営協議会		
	馬頭町河川愛護会	小川町河川愛護会	
	馬頭町道路愛護会	小川町道路愛護会	
	街なみ協議会		
	まちづくり委員会		
北向田地区農業集落排水処理施設管理組合	農業集落排水事業三輪地区維持管理組合		
教育関係	馬頭町国際交流会		
	馬頭町文化協会	小川町文化協会	
	馬頭町広重美術館友の会		
	馬頭町ジュニアリーダーズクラブ	小川町ヤングボランティアズクラブ	
	家庭教育オピニオンリーダーの会	家庭教育オピニオンリーダー	

事務事業名	現 況		調整の具体的内容
	馬頭町	小川町	
教育関係		小川町ボーイスカウト育成会	
	馬頭町PTA連絡協議会	小川町PTA連絡協議会	
	馬頭町子ども会育成連合協議会	小川町青少年育成協会	
	馬頭町婦人会	小川町婦人会	
	馬頭町文化財愛護会	小川町文化財愛護協会	
	馬頭町体育協会	小川町体育協会	
	馬頭町スポーツ少年団	小川町スポーツ少年団	

協議第14号

字名の取扱いについて（協定項目18）

字名の取扱いについて、次のとおり提案する。

2町の字の区域及び名称については、現行のとおりとするものとする。

平成16年12月3日提出

馬頭町・小川町合併協議会会長 川崎和郎

## 馬頭町・小川町合併協議会の調整方針

専門部会名

総務

分科会名

総務

協議事項	18 字名の取扱い	関連項目	
調整の内容	2町の字の区域及び名称については、現行のとおりとするものとする。		

現 況		調整の具体的内容
馬頭町	小川町	
大字数 17 旧馬頭町(ばとうまち) 大字馬頭(ばとう) 大字矢又(やまた) 大字健武(たけぶ) 大字和見(わみ) 大字小口(こぐち)  旧武茂村(むもむら) 大字三川又(みかわまた) 大字北向田(きたむかだ) 大字久那瀬(くなせ) 大字松野(まつの) 大字富山(とみやま)  旧大内村(おおうちむら) 大字大内(おおうち) 大字谷川(やかわ) 大字盛泉(もりいずみ) 大字大那地(おおなち)  旧大山田村(おおやまだむら) 大字大山田下郷(おおやまだしもごう) 大字大山田上郷(おおやまだかみごう) 大字小砂(こいさご)	大字数 12 旧小川町(おがわまち) 大字小川(おがわ) 大字吉田(よしだ) 大字片平(かたひら) 大字東戸田(ひがしとだ) 大字三輪(みわ) 大字恩田(おんだ) 大字薬利(くずり) 大字芳井(よしい) 大字浄法寺(じょうほうじ) 大字高岡(たかおか)  旧七合村(ななごうむら) 大字谷田(やだ) 大字白久(しらく)	2町の字の区域及び名称については、現行のとおりとするものとする。

協議第 15 号

慣行の取扱いについて（協定項目 19）

慣行の取扱いについて、次のとおり提案する。

- 1．町章、町歌、町民憲章、町の花・木・鳥等については、新町において定めるものとする。
- 2．表彰制度、各種宣言については、新町において調整し、定めるものとする。  
ただし、名誉町民については、新町に引継ぐものとする。

平成 16 年 12 月 3 日提出

馬頭町・小川町合併協議会会長 川崎 和郎



## 馬頭町・小川町合併協議会の調整方針

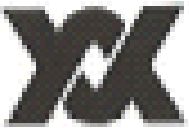

専門部会名

総務

分科会名

総務

協議事項	19 慣行の取扱い	関連項目	
調整の方針	1. 町章、町歌、町民憲章、町の花・木・鳥等については、新町において定めるものとする。 2. 表彰制度、各種宣言については、新町において調整し、定めるものとする。ただし、名誉町民については、新町に引継ぐものとする。		

現 況		調整の具体的内容
馬頭町	小川町	
1. 町章  意図 馬頭町のバトウの文字を組み合わせ、四方に伸長発展することを表現したもの。 採色は1色。 制定日 昭和38年11月10日	1. 町章  意図 小川町の小川の文字を扇の的に抽象化し、那須の小川を表したもので、全体を円形にし、明るい平和な小川町の発展を象徴する。 彩色は1色。 制定日 昭和40年5月25日	町章、町歌、町民憲章、町の花・木・鳥等については、新町において定めるものとする。 表彰制度、各種宣言については、新町において調整し、定めるものとする。ただし、名誉町民については、新町に引継ぐものとする。
2. 町歌 制定日 昭和59年10月7日	2. 町歌 制定日 昭和57年10月10日	

現 況		調整の具体的内容
馬頭町	小川町	
<p>3. 町民憲章            私たちは馬頭町民であることに誇りをもちより豊かな住みよい町づくりのためつぎのことに努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一. 自然を愛し、きれいな町をつくります</li> <li>一. スポーツに親しみ、明るい町をつくります。</li> <li>一. 仕事にはげみ、豊かな町をつくります。</li> <li>一. 教養を高め、のびゆく町をつくります。</li> <li>一. たがいに助けあい、あたたかい町をつくります。</li> </ul> <p>制定日 昭和59年10月7日</p>	<p>3. 町民憲章            私たちは、古代文化に育まれた美しい自然と、豊かなみのりの大地に住むことを感謝し、より美しく、より豊かな住みよい町をつくるよう、この憲章を定めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一. 私たちは、みどり豊かな自然と、町民の和を大切にし、やすらぎのある町をつくります。</li> <li>一. 私たちは、それぞれの個性を伸ばし、教養を深め文化の高い町をつくります。</li> <li>一. 私たちは、働くことを尊び、創意と工夫をこらし、活力ある町をつくります。</li> <li>一. 私たちは、スポーツを愛し、心身ともに健康で、明るい町をつくります。</li> <li>一. 私たちは、互いに助け合い、公共心を育て、あたたかい町をつくります。</li> </ul> <p>制定日 昭和63年6月10日</p>	
<p>4. 町花 ふくじゅそう            制定日 昭和52年4月20日</p>	<p>4. 町花 あじさい            制定日 昭和51年10月13日</p>	
<p>5. 町木 まつ            制定日 昭和52年4月20日</p>	<p>5. 町木 うめ            制定日 昭和63年6月10日</p>	
<p>6. 町鳥 かわせみ            制定日 平成8年7月1日</p>	<p>6. 町鳥 うぐいす            制定日 昭和63年6月10日</p>	
<p>7. 表彰            馬頭町自治功労者表彰規程            馬頭町名誉町民条例</p>	<p>7. 表彰            小川町功労者及び善行者等表彰規程            小川町名誉町民条例</p>	
<p>8. 団体としての宣言            核兵器廃絶に関するアピール宣言            制定日 昭和57年3月12日</p>	<p>8. 団体としての宣言            該当なし</p>	

協議第16号

行政連絡組織の取扱いについて（協定項目23）

行政連絡組織の取扱いについて、次のとおり提案する。

行政連絡組織については、合併時は現行のとおりとし、合併後、速やかに行政区制制度に統一するものとする。

なお、行政区の区域及び名称については、地域住民の意向を尊重し、新町において調整するものとする。

平成16年12月3日提出

馬頭町・小川町合併協議会会長 川崎和郎

## 馬頭町・小川町合併協議会の調整方針

専門部会名

総務

分科会

総務

協議事項	2 3 行政連絡組織の取扱い	関連項目	
調整の方針	行政連絡組織については、合併時は現行のとおりとし、合併後、速やかに行政区制制度に統一するものとする。 なお、行政区の区域及び名称については、地域住民の意向を尊重し、新町において調整するものとする。		

現 況		調整の具体的内容
馬頭町	小川町	
<p><b>【目的】</b> 町と大字との間の連絡調整を円滑にするため行政協力員を置く。 町と大字との間の連絡等に関する事務の一部を委嘱するため事務連絡員を置く。 事務連絡員を補助するため事務連絡補助員を置く。</p> <p><b>【役職等の名称及び人数】</b> 行政協力員 26名 事務連絡員 89名 事務連絡補助員 366名</p> <p><b>【地区数】</b> 26大字自治会 ・ 新町上自治会 ・ 新町下自治会 ・ 室町自治会 ・ 南町自治会 ・ 田町1自治会 ・ 田町2自治会 ・ 田町3自治会 ・ 田町4自治会 ・ 片根1自治会 ・ 片根2自治会 ・ 健武上大字自治会 ・ 健武下大字自治会 ・ 矢又大字自治会</p> <p style="margin-left: 20px;">89自治会 366組</p>	<p><b>【目的】</b> 町行政の円滑な運営を図るため、町長が定める区域に行政区を設け、各行政区に区長、班長を置く。</p> <p><b>【役職等の名称及び人数】</b> 行政区長 14名 班長 83名</p> <p><b>【地区数】</b> 14行政区 ・ 第1区（上川原、上川原1区、新中の原、上中の原、上西の原、梅曾、関場） ・ 第2区（上町、大和町、緑町） ・ 第3区（栄町1区、栄町2区、栄町3区） ・ 第4区（本町、舟戸） ・ 第5区（仲町、旭町） ・ 第6区（吉田、谷田） ・ 第7区（白久） ・ 第8区（上片平、下片平、高岡） ・ 第9区（東戸田、神田町、三輪1区、三輪2区、三輪3区） ・ 第10区（萱場、後沢、小梨、後久保） ・ 第11区（山崎、下西の原、恩田） ・ 第12区（下薬利、中薬利、上薬利、薬利境） ・ 第13区（下芳井、上芳井） ・ 第14区（下坪、新屋敷、向梅坪、柳林）</p>	<p>行政連絡組織については、2町に差異があり、合併時については、現行のとおり新町に引継ぐこととするが、合併後、速やかに行政区制制度に統一するものとする。 なお、行政区の区域及び名称については、地域住民の意向を尊重し、新町において調整するものとする。</p>

現 況		調整の具体的内容
馬頭町	小川町	
<p>【担当事務】 各種連絡事務の処理 各種調査及び報告 刊行物等の配布 その他必要な事務の処理</p> <p>【委嘱】 大字自治会長（大字馬頭においては各自治会長）の職にある者を、その承諾を得て町長が委嘱する。</p> <p>【任期】 行政協力員は、各大字自治会長の任期による。 事務連絡員は、各自治会長の任期による。 事務連絡補助員は、各組長、班長及びこれに類する職の任期による。</p> <p>【報酬等】 行政協力員 年額 60,000円 事務連絡員 年額 40,000円 + 組数 × 10,000円 事務連絡補助員 年額 20,000円</p> <p>【会議】 行政協力員事務連絡員合同研修会を隔年開催する。</p>	<p>【担当事務】 各種連絡事務の処理 各種調査及び報告 刊行物等の配布 その他必要な事務の処理</p> <p>【委嘱】 各区の住民が選出した者について町長が委嘱する。</p> <p>【任期】 2年</p> <p>【報酬等】 区長 年額 137,000円 班長 年額 58,000円 各区に対し、事務費交付金を交付する。 年総額 280,000円</p> <p>【会議】 年2回区長会議を、年1回区長研修を開催する。</p>	

協議第17号

ケーブルテレビ放送事業について（協定項目25-3）

ケーブルテレビ放送事業について、次のとおり提案する。

- 1．ケーブルテレビ放送事業については、新町に引き継ぐものとする。
- 2．ケーブルテレビ高度化事業については、新町に引き継ぐものとする。  
なお、地域の一体性の確立を図るため、地域高度情報化計画を策定し、合併後3年程度を目途にケーブルテレビの新町全域化を推進するものとする。

平成16年12月3日提出

馬頭町・小川町合併協議会会長 川崎和郎

## 馬頭町・小川町合併協議会の調整方針

専門部会名      企画      分科会名      企画調整

協議事項	25 各種事務事業の取扱い	関連項目	25 - 3 ケーブルテレビ放送事業
調整の方針	1. ケーブルテレビ放送事業については、新町に引き継ぐものとする。 2. ケーブルテレビ高度化事業については、新町に引き継ぐものとする。 なお、地域の一体性の確立を図るため、地域高度情報化計画を策定し、合併後3年程度を目途にケーブルテレビの新町全域化を推進するものとする。		

事務事業	現 況		調整の具体的内容
	馬 頭 町	小 川 町	
ケーブルテレビ放送事業	1. 開 局 平成5年4月 2. 目 的 コミュニティづくりの推進、地域や行政の情報提供、難視聴解消及び災害時の緊急放送 3. 放送設備 放送センター 1棟 受信点設備 2箇所 ケーブル延長 約400km 4. 放送内容 (1)再送信 NHK 2波・民放7波・衛星3波・FM 4波 (2)自主放送 ニュースを週2回収録し1日10回放送。また議会中継や制作番組、趣味やアニメ、県政番組等を放送 (3)文字放送 文字テロップにより行政のお知らせや、広告放送などを放送 (4)緊急放送 火災や災害などの放送 5. 料 金 (1)加入金 30,000 円(工事費実費加入者負担) (2)使用料 1,200 円/月 6. 協議組織 放送番組審議会、運営委員会 7. 備 考 3,350 世帯加入(平成16年4月1日現在)	(該当なし)	ケーブルテレビ放送事業については、新町に引き継ぐものとする。

事務事業	現 況		調整の具体的内容																
	馬 頭 町	小 川 町																	
ケーブルテレビ高度化事業	<p>1. 目的 平成23年度からアナログ放送が廃止されるため、ケーブルのハイブリッド化（光ケーブル化）及び放送設備をデジタル化する。</p> <p>2. 事業期間 平成18年度～平成20年度</p> <p>3. 事業区域 馬頭町内</p> <p>4. 実施主体 馬頭町</p> <p>5. 事業概要 ケーブルハイブリット化(幹線：光ケーブル 支線：同軸ケーブル) 送受信設備のデジタル化 高速インターネット等</p> <p>6. 事業費 1,950,000,000 円(概算事業費)</p> <p>7. 補助事業 事業実施にあつては、農水省の農村振興支援総合対策事業(情報基盤整備事業)の国庫補助事業を活用する。</p> <p>8. 年次計画</p> <table border="0"> <tr> <td>平成12年度</td> <td>調査研究開始</td> </tr> <tr> <td>平成15年度</td> <td>調査研究終了</td> </tr> <tr> <td>平成16年度</td> <td>基本計画策定 国県協議</td> </tr> <tr> <td>平成17年度</td> <td>事業計画策定 国県へ採択申請</td> </tr> <tr> <td>平成18年度</td> <td>実施計画策定 補助金交付申請(平成18～20年度)</td> </tr> <tr> <td>平成19年度</td> <td>ケーブルハイブリット化</td> </tr> <tr> <td>平成20年度</td> <td>ケーブルハイブリット化 放送設備デジタル化 試験放送</td> </tr> <tr> <td>平成21年度</td> <td>高度情報システム運用開始</td> </tr> </table>	平成12年度	調査研究開始	平成15年度	調査研究終了	平成16年度	基本計画策定 国県協議	平成17年度	事業計画策定 国県へ採択申請	平成18年度	実施計画策定 補助金交付申請(平成18～20年度)	平成19年度	ケーブルハイブリット化	平成20年度	ケーブルハイブリット化 放送設備デジタル化 試験放送	平成21年度	高度情報システム運用開始		<p>ケーブルテレビ高度化事業については、新町に引き継ぐものとする。</p> <p>なお、地域の一体性の確立を図るため、地域高度情報化計画を策定し、合併後3年程度を目途にケーブルテレビの新町全域化を推進するものとする。</p>
平成12年度	調査研究開始																		
平成15年度	調査研究終了																		
平成16年度	基本計画策定 国県協議																		
平成17年度	事業計画策定 国県へ採択申請																		
平成18年度	実施計画策定 補助金交付申請(平成18～20年度)																		
平成19年度	ケーブルハイブリット化																		
平成20年度	ケーブルハイブリット化 放送設備デジタル化 試験放送																		
平成21年度	高度情報システム運用開始																		



## ケーブルテレビ高度化事業

### 1. ケーブルテレビの高度化とは

アナログ対応のケーブルテレビからデジタル対応のケーブルテレビに切り替えることをケーブルテレビの高度化と呼んでおり、放送設備のデジタル化と幹線ケーブルの光化を行います。

### 2. 今とどのように変わるのか

ケーブルテレビが高度化されると、今まで見ることができなかった多くのチャンネルを視聴することができます。また、幹線が光ケーブルになることにより高速大容量の双方向通信が可能になるため、今までのテレビ放送のサービスに加え、高速インターネットの利用も可能になります。

### 3. 高度化されたケーブルテレビのイメージ図 (別紙)

### 4. 様々な行政分野で活用できる可能性

高速大容量の双方向通信の特性を活かして、様々な行政分野で活用できる可能性があります。本地域では、少子高齢化が進んでおり、対応策として特色あるサービスの提供も考えられます。どんな可能性があるのか一例をあげてみます。

#### 医療・福祉分野

ア．子育て支援	育児相談に関する情報交換ができるサービス
イ．高齢者在宅健康管理支援	高齢者と保健施設間で健康相談ができるサービス
ウ．医療相談支援	相談者と医療機関で医療相談ができるサービス

#### 教育分野

ア．学校間通信	学校間で情報交換ができるサービス
イ．教育相談支援	保護者と学校で教育相談ができるサービス

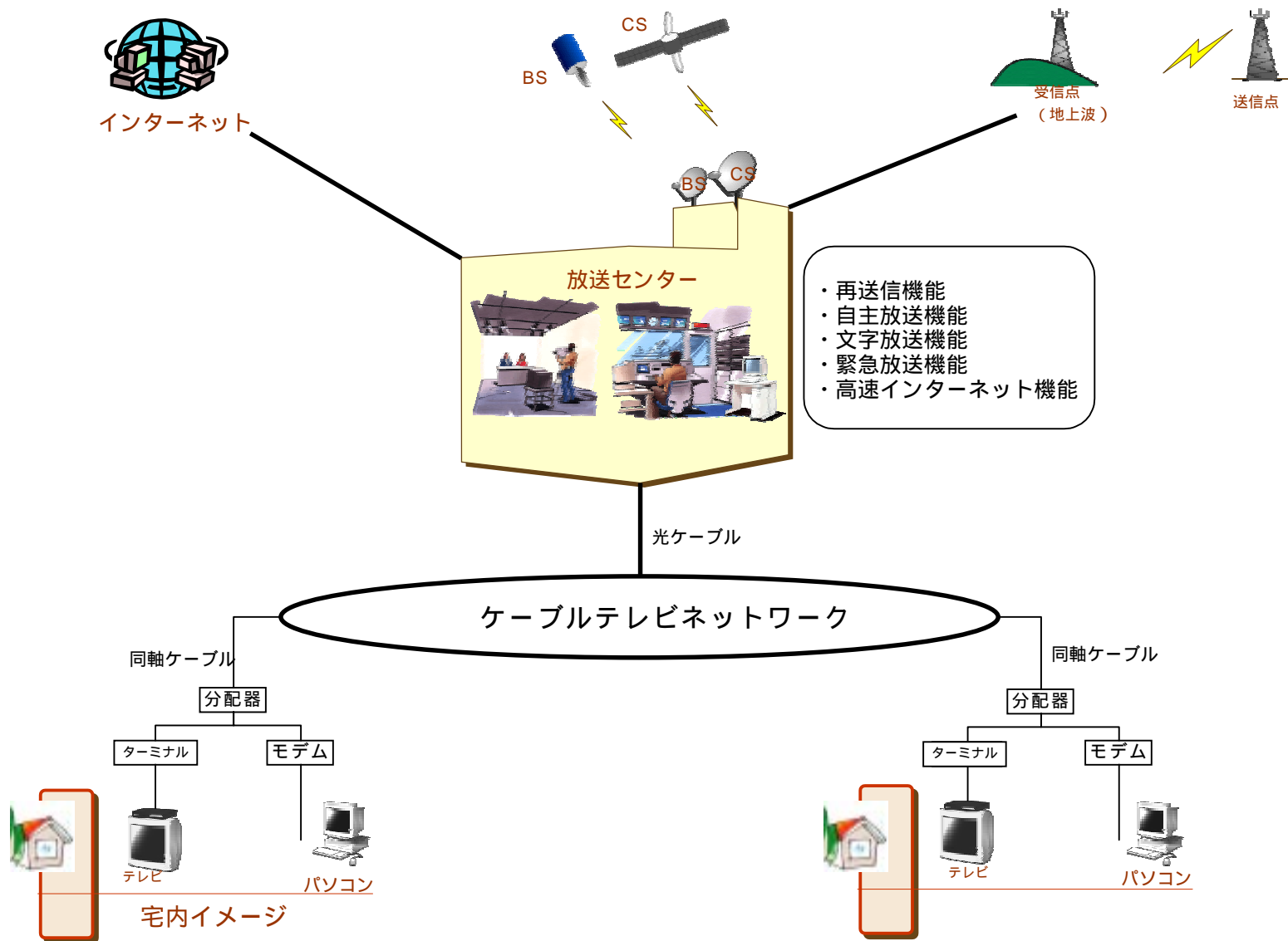
#### 行政分野

ア．行政相談	地域住民と行政間で行政相談ができるサービス
イ．電子申請	家庭にいながら行政に関する申請ができるサービス

#### 生活分野

ア．IP電話	双方向通信の特性を活かした電話サービス
--------	---------------------

# ケーブルテレビイメージ図



## 地域高度情報化計画

### 1. 目的

合併後の地域間の格差を解消し、一体性の早期確保を図るため、また、高度情報化社会に対応したまちづくりを推進するために必要な計画として、地域高度情報化計画を策定するものとします。

### 2. 計画の位置付け

本計画は、高度情報化社会に対応する生活環境整備の一環として捉え、新町の建設計画や振興計画においても重要な計画として位置付けるものとします。

### 3. 調査研究

情報通信技術の進展により数年前では手の届かなかった技術が簡単に入手できるようになってきました。また、情報通信事業者間の競争もあり低額で利用できる状態になってきました。更に将来性のある事業には民間も参入できるようになってきておりますので、ケーブルテレビを核としながら地域の高度情報化を推進するためにはどのような選択肢があるのか、事業規模はどれくらいが適切なのか、内容は、期間は、費用は、運営方法は、補助金等の活用など財政支援をどうすべきか、あらゆる視点から新町において計画を策定する前に調査研究をするものとします。

協議第18号

消防防災関係事業について（協定項目25-4）

消防防災関係事業について、次のとおり提案する。

- 1．防災会議については、新町において、合併時に設置するものとする。
- 2．地域防災計画については、新町において策定するものとする。
- 3．防災行政無線については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。

平成16年12月3日提出

馬頭町・小川町合併協議会会長 川崎和郎

## 馬頭町・小川町合併協議会の調整方針

専門部会名

総務

分科会1

消防交通

協議事項	2 5 各種事務事業の取扱い	関連項目	2 5 - 4 消防防災関係事業
調整の方針	1．防災会議については、新町において、合併時に設置するものとする。 2．地域防災計画については、新町において策定するものとする。 3．防災行政無線については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。		

事務事業名	現 況		調整の具体的内容
	馬頭町	小川町	
防災会議	1．目的 馬頭町の地域並びに住民の生命、身体及び財産を守るため、馬頭町防災会議条例（昭和40年制定）を制定し、町地域防災計画を策定、実施する。 2．所掌事務 (1) 馬頭町地域防災計画を作成し、その実施を推進する。 (2) 馬頭町の地域に係わる災害が発生した場合に置いて、当該災害に関する情報を収集する。 (3) その他、法令に基づくその権限に関する事。 3．会長及び委員 会長...町長 委員...20人以内（警察署長・教育長・消防団長他）	1．目的 小川町の地域並びに住民の生命、身体及び財産を守るため、小川町防災会議条例（昭和40年制定）を制定し、町地域防災計画を策定、実施する。 2．所掌事務 (1) 小川町地域防災計画を作成し、その実施を推進する。 (2) 小川町の地域に係わる災害が発生した場合に置いて、当該災害に関する情報を収集する。 (3) その他、法令に基づくその権限に関する事。 3．会長及び委員 会長...町長 委員...20人以内（警察署長・教育長・消防団長他）	防災会議については、新町において、合併時に設置するものとする。

事務事業名	現 況		調整の具体的内容																						
	馬頭町	小川町																							
地域防災計画	<p>【馬頭町地域防災計画】 (平成8年度作成)</p> <p>1. 計画内容 (1) 防災体制整備計画、災害予防計画、地震に対する災害予防計画、 災害応急対策計画、災害復旧計画 (2) 馬頭町地域防災計画別冊(平成9年作成)</p>	<p>【小川町地域防災計画】 (平成14年修正)</p> <p>1. 計画内容 (1) 風水害等対策編 第1編 共通対策 災害予防計画、災害応急対策計画、災害復旧計画 第2編 個別災害対策 風水害対策、公共施設等災害対策、危険物施設等災害対策、大規模火事災害対策、林野火災対策 (2) 震災対策編 総則、災害予防計、災害応急対策、災害復旧計画、東海地震の警戒宣言発表時の緊急応急対策</p>	<p>地域防災計画については、新町において策定するものとする。</p>																						
防災行政無線	<p>【防災行政無線(移動系)】</p> <p>1. 目的 馬頭町地域防災計画に定めるところに従い、防災、応急救助、災害復旧に関する業務を遂行するため</p> <p>2. 概要</p> <table border="0"> <tr> <td>基地局</td> <td>1局(馬頭町役場)</td> </tr> <tr> <td>遠隔制御器</td> <td>4局</td> </tr> <tr> <td>移動局 車載形</td> <td>4局</td> </tr> <tr> <td>移動局 携帯形</td> <td>31局</td> </tr> </table> <p>【消防団緊急伝達システム】</p> <p>1. 構成</p> <table border="0"> <tr> <td>基地局</td> <td>1局(分署)</td> </tr> <tr> <td>中継局</td> <td>1局</td> </tr> <tr> <td>子局</td> <td>14局</td> </tr> </table>	基地局	1局(馬頭町役場)	遠隔制御器	4局	移動局 車載形	4局	移動局 携帯形	31局	基地局	1局(分署)	中継局	1局	子局	14局	<p>【防災行政無線(同報系)】</p> <p>1. 目的 小川町地域防災計画に定めるところに従い、防災、応急救助、災害復旧に関する業務を遂行するため</p> <p>2. 概要</p> <table border="0"> <tr> <td>基地局</td> <td>1局(小川町役場)</td> </tr> <tr> <td>遠隔制御器</td> <td>1台(小川分署)</td> </tr> <tr> <td>屋外受信子局</td> <td>41局</td> </tr> <tr> <td>個別受信機</td> <td>132個(難聴地区他)</td> </tr> </table> <p>難聴地区を戸別受信機でカバーしている。</p>	基地局	1局(小川町役場)	遠隔制御器	1台(小川分署)	屋外受信子局	41局	個別受信機	132個(難聴地区他)	<p>防災行政無線については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。</p>
基地局	1局(馬頭町役場)																								
遠隔制御器	4局																								
移動局 車載形	4局																								
移動局 携帯形	31局																								
基地局	1局(分署)																								
中継局	1局																								
子局	14局																								
基地局	1局(小川町役場)																								
遠隔制御器	1台(小川分署)																								
屋外受信子局	41局																								
個別受信機	132個(難聴地区他)																								

協議第19号

交通関係事業について（協定項目25-5）

交通関係事業について、次のとおり提案する。

- 1．町営バス、コミュニティバス及びスクールバスについては、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。
- 2．地方路線バスについては、現行の路線が維持されるよう努めるものとする。
- 3．交通指導員制度については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。

平成16年12月3日提出

馬頭町・小川町合併協議会会長 川崎和郎

## 馬頭町・小川町合併協議会の調整方針

専門部会名

総務

分科会名

消防交通

協議事項	25 各種事務事業の取扱い	関連項目	25 - 5 交通関係事業
調整の方針	1. 町営バス、コミュニティバス及びスクールバスについては、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。 2. 地方路線バスについては、現行の路線が維持されるよう努めるものとする。 3. 交通指導員制度については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。		

事務事業名	現 況		調整の具体的内容
	馬頭町	小川町	
町営バス	<b>【町営路線】</b> 1. 区間 新町上～五輪場 新町上～工沢 馬頭院下～宮崎 馬頭高校前～武茂小学校 新町上～盛泉 2. 委託料 24,000千円（平成15年度） 3. 委託先 馬頭交通㈱（平成15年度） 4. 運行料金 基本料金150円 加算料金46円/km  <b>【その他の路線】</b> 該当なし	<b>【町営路線】</b> 該当なし          <b>【その他の路線】</b> 該当なし	町営バス、コミュニティバス及びスクールバスについては、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。
コミュニティバス	該当なし	1. 路線名 浄法寺線、芳井線、小梨線 南廻り線、幼稚園等 2. 運行方法 事業主体 小川町 業務 民間委託 3. 運行料金 一律200円（子供100円）	



事務事業名	現 況		調整の具体的内容
	馬頭町	小川町	
スクールバス	<p>【スクールバス】</p> <p>1. 目的 学校の統廃合に伴う遠距離通学対策として運行している。</p> <p>2. 内容 (1) 全児童対象（距離に関わらず希望児童） (2) 所有台数 馬頭小 1台 和見小、馬頭西小 2台</p>	<p>【スクールバス】</p> <p>該当なし</p>	
地方路線バス	<p>【東野交通㈱】</p> <p>1. 区間 馬頭車庫～小川～西那須野 宇都宮～小川～馬頭車庫</p> <p>2. 運行費補助 1,265千円（15年度実績）</p> <p>【JRバス関東㈱】</p> <p>1. 区間 烏山駅～小川～馬頭車庫 （西回り） 烏山駅～馬頭車庫 （東回り）</p> <p>2. 運行費補助 1,232千円（15年度実績）</p>	<p>【東野交通㈱】</p> <p>1. 区間 馬頭車庫～小川～西那須野 宇都宮～小川～馬頭車庫</p> <p>2. 運行費補助 1,594千円（15年度実績）</p> <p>【JRバス関東㈱】</p> <p>1. 区間 烏山駅～小川～馬頭車庫 （西回り）</p> <p>2. 運行費補助 1,300千円（15年度実績）</p>	地方路線バスについては、現行の路線が維持されるよう努めるものとする。
交通指導員制度	<p>1. 目的 馬頭町における交通安全思想の普及と道路交通の安全を保持することを目的とする。</p> <p>2. 任務 (1) 一般指導員（4名） 児童、園児等の登下校（園）時の安全な誘導 歩行者、自転車通行者に対する正しい交通の誘導 交通安全に関する広報活動の推進 交通安全についての意見の提出 その他町長が定める事項</p> <p>(2) 教育指導員（1名） 児童、園児に対する交通安全教育の実施 幼児安全クラブ、交通安全母の会、老人クラブ、地域組織、職 域組織別、その他社会教育学級等における交通安全教育の実施 交通安全に関する広報活動の推進 交通安全思想の普及のための民間団体の指導育成 その他町長が別に定める事項</p>	<p>1. 目的 小川町における交通安全思想の普及と道路交通の安全を保持することを目的とする。</p> <p>2. 任務 (1) 一般指導員（4名） 児童、園児等の登下校（園）時の安全な誘導 歩行者、自転車通行者に対する正しい交通の誘導 交通安全に関する広報活動の推進 交通安全についての意見の提出 その他町長が定める事項</p> <p>(2) 教育指導員（1名） 児童、園児に対する交通安全教育の実施 幼児安全クラブ、交通安全母の会、老人クラブ、地域組織、 職 域組織別、その他社会教育学級等における交通安全教育の実施 交通安全に関する広報活動の推進 交通安全思想の普及のための民間団体の指導育成 その他町長が別に定める事項</p>	交通指導員制度については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。

協議第 20 号

新町建設計画について（協定項目 26）

新町建設計画について、次のとおり提案する。

新町建設計画は、別添「新町建設計画（素案）」を基本とし、合併協定書の調印までに決定するものとする。

平成 16 年 12 月 3 日提出

馬頭町・小川町合併協議会会長 川崎 和郎